

# 高校生のための税金入門

## 所得税法講義パート

九州大学法学部

田中 晶国

2020年10月11日



九州大学  
KYUSHU UNIVERSITY

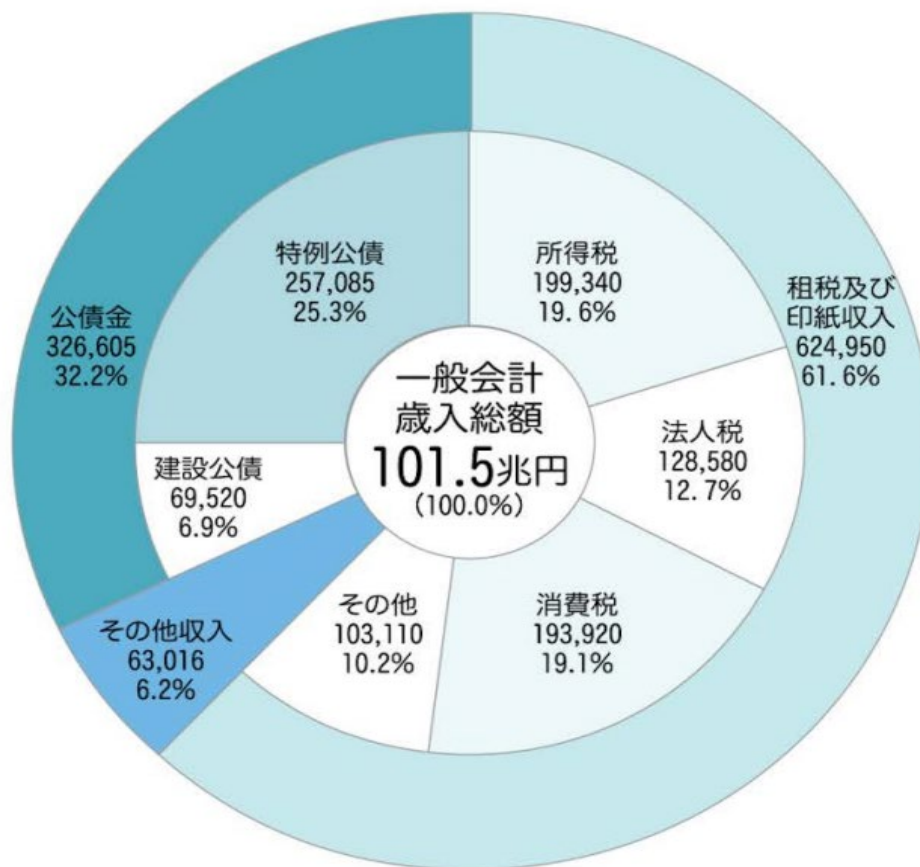
# 1. 所得税ってどんな税金？

A. 所得税とは1年間に獲得した「所得」に対して課される税金である！！所得とは、ざっくりいうと「儲けたお金」である！！

# 1. 所得税ってどんな税金？

## 令和元年度一般会計予算

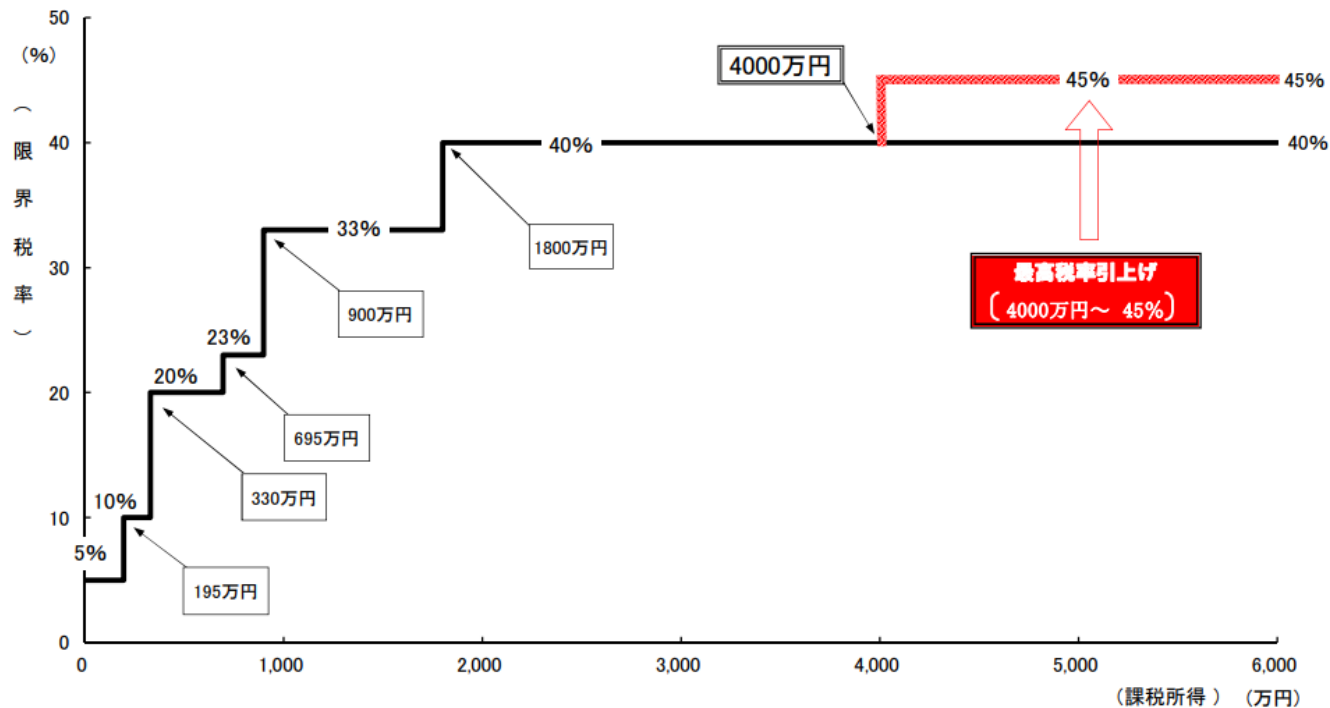
歳入



# 1. 所得税ってどんな税金？

## 所得税の最高税率の見直し（25年度改正）

現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得4,000万円超について45%の税率を設ける（平成27年分以後の所得税から適用）。

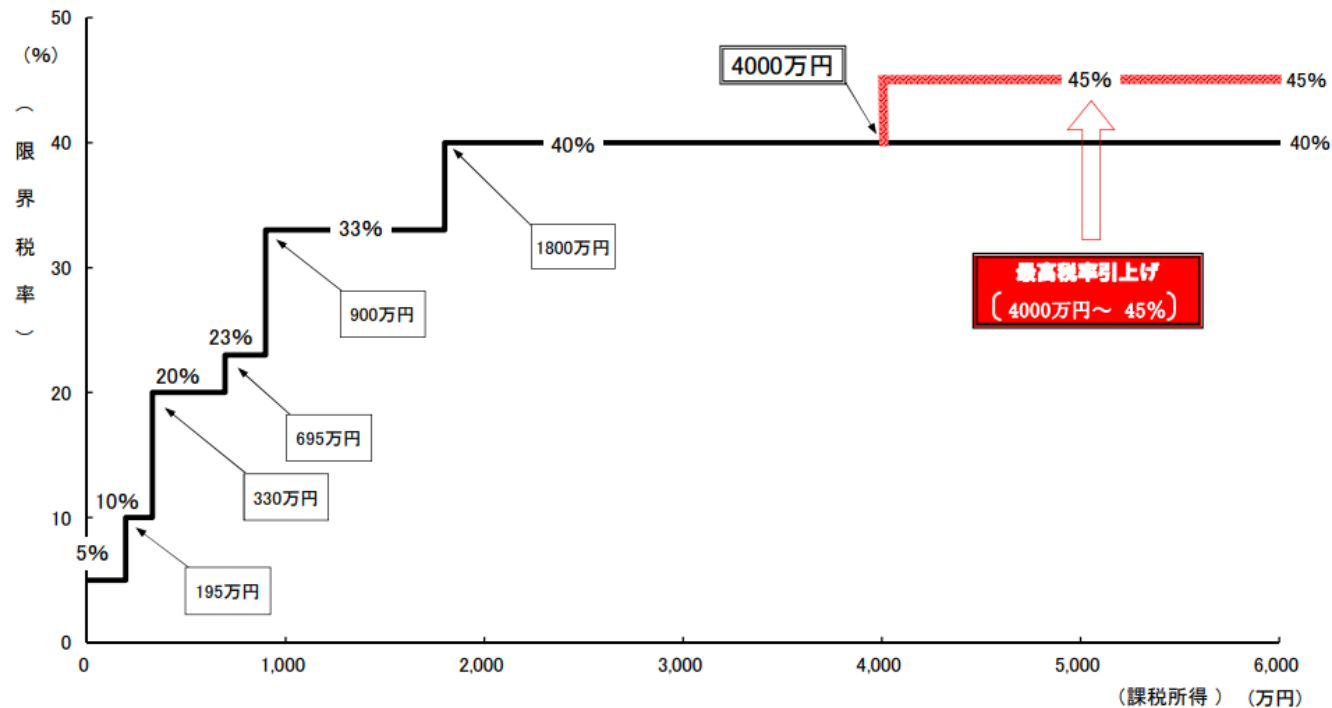


# 1. 所得税ってどんな税金？

Q.最高税率45%！！1億円儲けた人は、4500万円も所得税を支払うの？？？

# 1. 所得税ってどんな税金？

## 超過累進課税制度



# 1. 所得税ってどんな税金？

$$195万 \times 0.05 + (330万 - 195万) \times 0.1 + (695万 - 330万) \times 0.2 + (900万 - 695万) \times 0.23 + (1800万 - 900万) \times 0.33 + (4000万 - 1800万) \times 0.4 + (1億 - 4000万) \times 0.45$$

$$= 4020万4000円$$

たとえば、400万円の所得がある人は、37万2500円

# 1. 所得税ってどんな税金？

## Q.君は法律が読めるか？

(税率)

第八十九条 居住者に対して課する所得税の額は、その年分の課税総所得金額又は課税退職所得金額をそれぞれ次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額と、その年分の課税山林所得金額の五分の一に相当する金額を同表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額に五を乗じて計算した金額との合計額とする。

百九十五万円以下の金額	百分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の二十三
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の三十三
千八百万円を超え四千万円以下の金額	百分の四十
四千万円を超える金額	百分の四十五



# 1. 所得税ってどんな税金？

Q.なぜこんなややこしい計算方法にするのか？

(税率)

第八十九条 居住者に対して課する所得税の額は、その年分の課税総所得金額又は課税退職所得金額をそれぞれ次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額と、その年分の課税山林所得金額の五分之一に相当する金額を同表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額に五を乗じて計算した金額との合計額とする。

百九十五万円以下の金額	百分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の二十三
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の三十三
千八百万円を超え四千万円以下の金額	百分の四十
四千万円を超える金額	百分の四十五

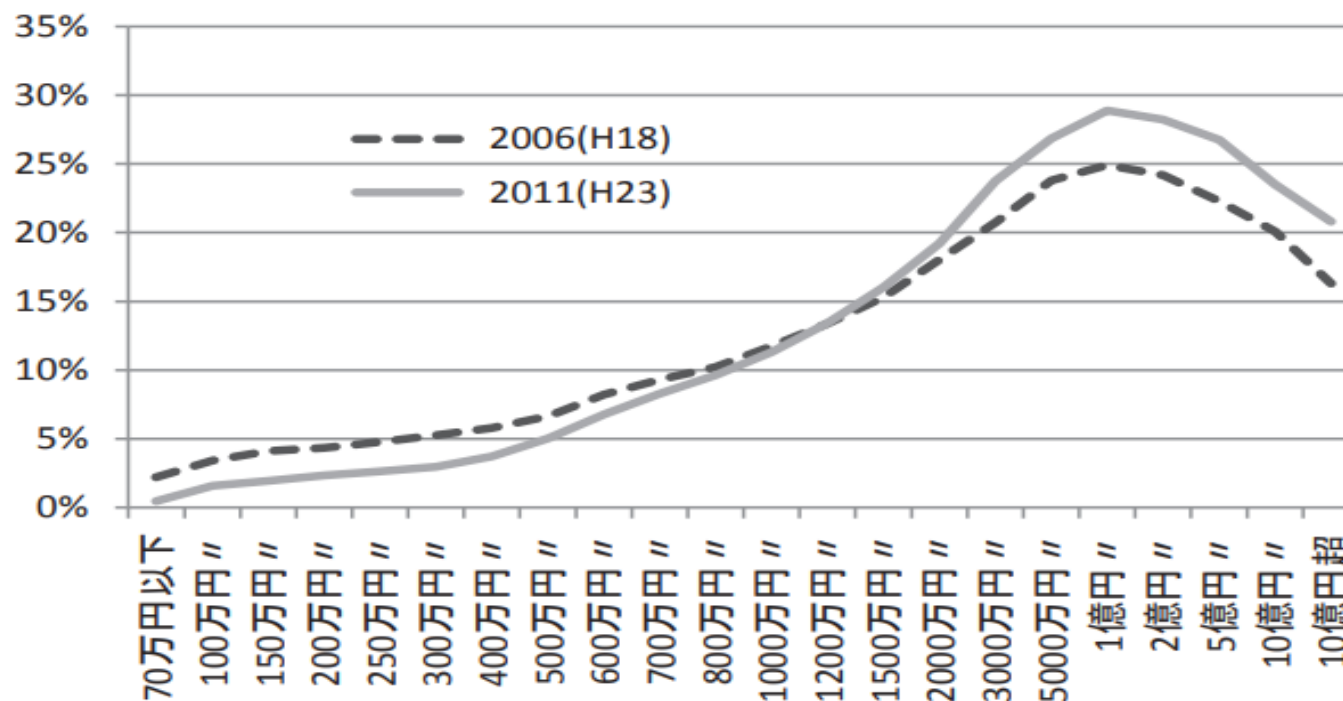
# 1. 所得税ってどんな税金？

「1億円儲けても、4000万円も税金を支払う必要があるだなんて、プロ野球選手や芸能人もそれはそれで大変だなあ。。。」

と思うかもしれません。

# 1. 所得税ってどんな税金？

図9 申告納税者の所得税負担率（2006, 2011）



（資料）申告所得税標本調査「第1表・総括表」より作成。

※岡直樹「日本の所得税負担の実体 - 高額所得者を中心に - 」フィナンシャル・レビュー118号59頁（2014）

# 1. 所得税ってどんな税金？

理由：上場株式の譲渡や配当に係る税率は低い  
約20パーセント。

逃げ足の速い所得、税率が高いと日本から出ていっ  
てしまう。

# 1. 所得税ってどんな税金？

## ※格差の問題

リチャード・ウィルキンソン、ケイト・ピケット『格差は心を壊す 比較という呪縛』（東洋経済新報社・2020）

## 2. 所得税法の構造

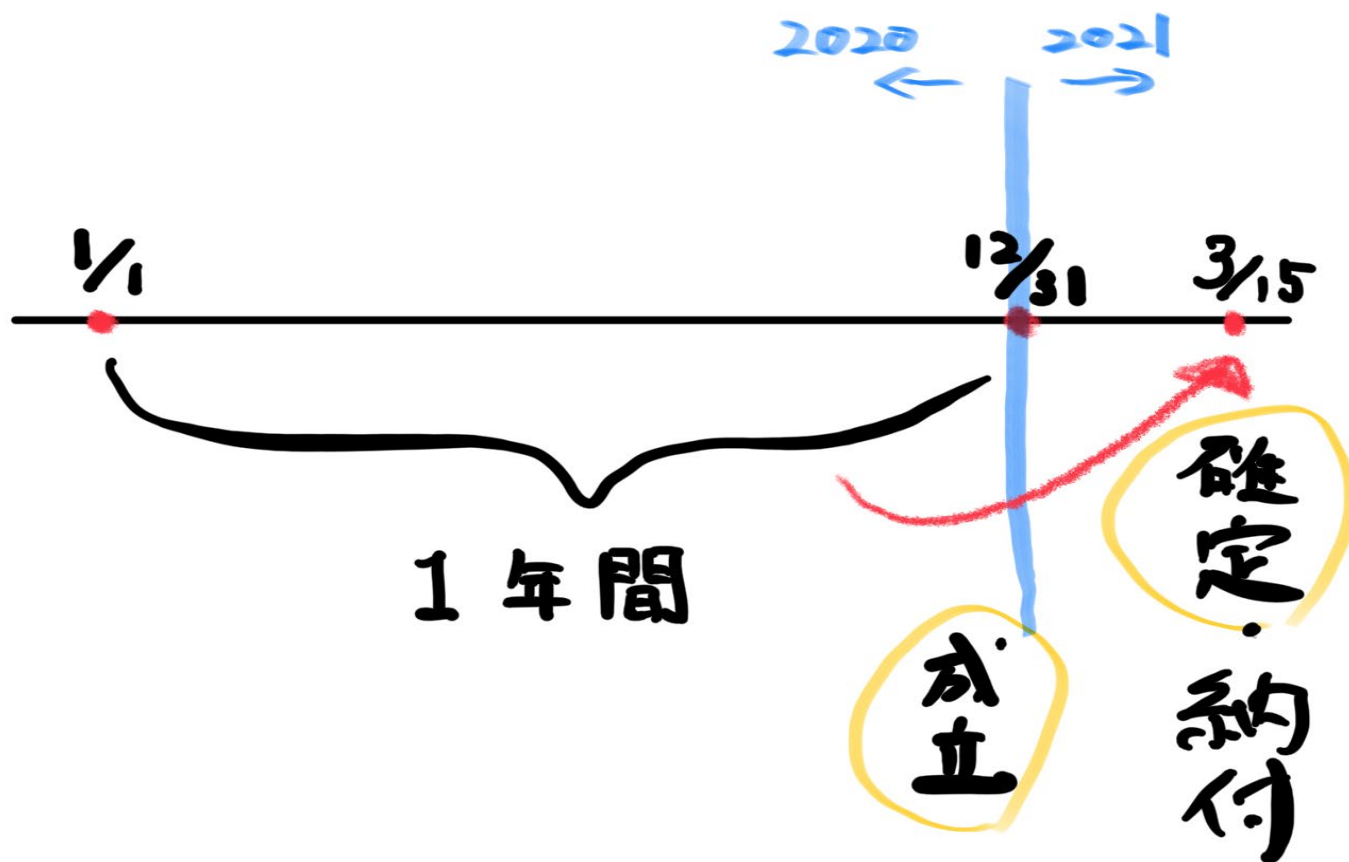
Q.実際に、「所得」はどんな計算になる？

1年間でもらったお金 — それを得るために使ったお金

↓ 法律上の言葉では、

「収入金額」 — 「必要経費」・「取得費」

## 2. 所得税法の構造



## 2. 所得税法の構造

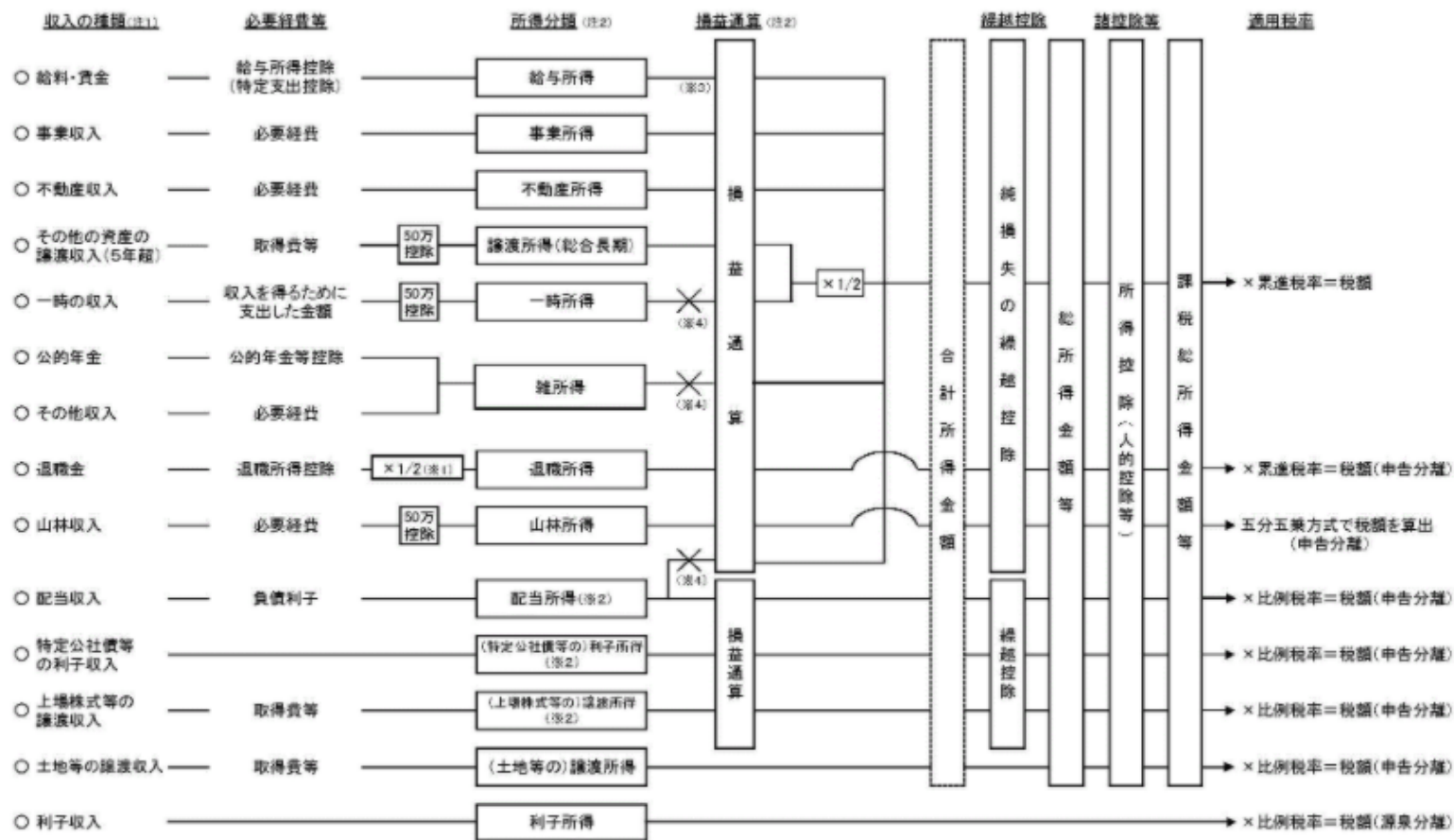
Q.実際に、「所得」はどんな計算になる？

所得税法は、収入の種類に応じて、原則として10種類に分けて、それぞれ具体的な計算方法を決めている。



# 2. 所得税法の構造

## 所得税計算の仕組み(イメージ)



### 3. 会社員は申告しない悪い人？

会社に勤めて給料をもらう場合、「給与所得」に分類される。給与所得の計算方法について、法律にはこう書いてある。

#### 所得税法28条2項

給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。

### 3. 会社員は申告しない悪い人？

計算式に引き直すと、、

所得税法28条2項

「その年中の給与等の収入金額」－「給与所得控除額」＝給与所得の金額

### 3. 会社員は申告しない悪い人？

#### 「給与所得控除額」って？

- 3 前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
  - 一 前項に規定する収入金額が百八十万円以下である場合 当該収入金額の百分の四十に相当する金額から十万円を控除した残額(当該残額が五十五万円に満たない場合には、五十五万円)
  - 二 前項に規定する収入金額が百八十万円を超え三百六十万円以下である場合 六十二万円と当該収入金額から百八十万円を控除した金額の百分の三十に相当する金額との合計額
  - 三 前項に規定する収入金額が三百六十万円を超え六百六十万円以下である場合 百十六万円と当該収入金額から三百六十万円を控除した金額の百分の二十に相当する金額との合計額
  - 四 前項に規定する収入金額が六百六十万円を超え八百五十万円以下である場合 百七十六万円と当該収入金額から六百六十万円を控除した金額の百分の十に相当する金額との合計額
  - 五 前項に規定する収入金額が八百五十万円を超える場合 百九十五万円

### 3. 会社員は申告しない悪い人？

#### 「給与所得控除額」って？

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)		給与所得控除額
1,625,000円まで		550,000円
1,625,001円から	1,800,000円まで	収入金額 × 40% - 100,000円
1,800,001円から	3,600,000円まで	収入金額 × 30% + 80,000円
3,600,001円から	6,600,000円まで	収入金額 × 20% + 440,000円
6,600,001円から	8,500,000円まで	収入金額 × 10% + 1,100,000円
8,500,001円以上		1,950,000円(上限)

国税庁ウェブサイト <https://www.nta.go.jp/m/taxanswer/1410.htm>

### 3. 会社員は申告しない悪い人？

「給与所得控除額」って？

たとえば、700万円の給料をもらっている人の給与所得控除額は、

$$176 + (700 - 660) \times 0.1 = 180 \text{ (法律)}$$

$$700 \times 0.1 + 110 = 180 \text{ (あんちょこ)}$$

給与所得の金額は、

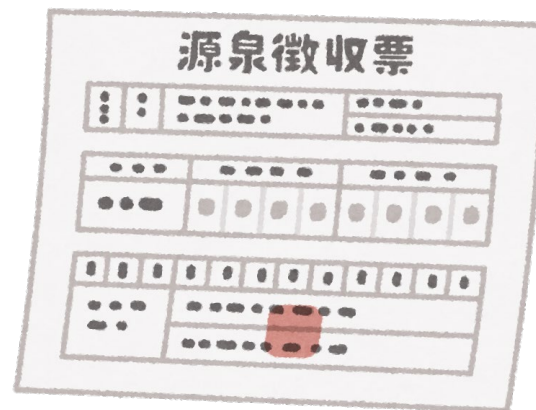
$$700 - 180 = 520 \text{ となる。}$$

所得控除にもよるが、基礎控除のみなら、概ね約50万円ぐらいの所得税となる。

### 3. 会社員は申告しない悪い人？

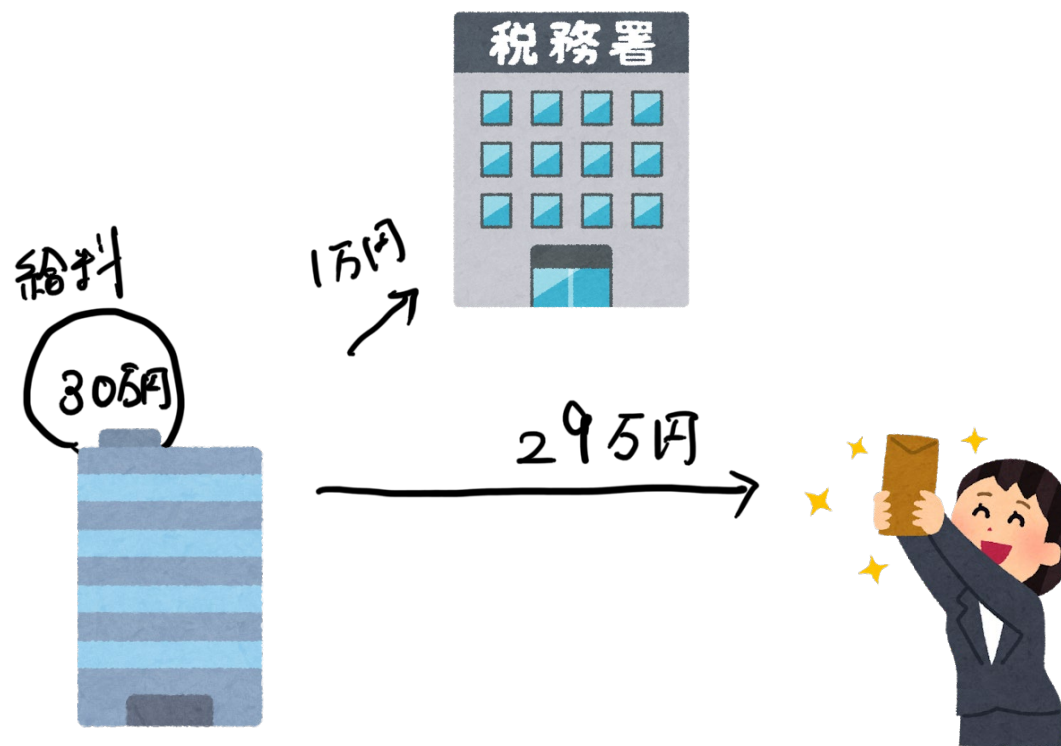
Q.じゃあ、実際に会社員は税務署に行って税金を毎年支払っているのか？

A. 普通は自分では支払っていません。会社が給料を支払うときに、事前に天引きして、天引きした部分を、その人に代わって、国に支払っています。



### 3. 会社員は申告しない悪い人？

例えば、給料30万円 源泉徴収税額1万円だとする





### 3. 会社員は申告しない悪い人？

#### 給与所得のポイント

- 税金を計算する際に、給料の金額から「給与所得控除」をできる。
- 「給与所得控除」は、法律上決まった金額で、実際にいくら仕事のためにお金を使ったかは関係がない。
- 給与所得は、通常、源泉徴収により、税金は納付し終える。

## 4. 自営業者はお得ってホント？

### 高校生のための税金入門; 初稿(没原稿)

レストラン店員:「お会計はお二人で2万円になります。」

自営業者の母親:「大変美味しゅうございました。ご馳走様でした。現金でお願いします。それから、領収書を頂戴できますでしょうか。」

高校生:「お母さん、フランス料理とってもおいしかったね。でも、なんで領収書をもらうの?? 何かいいことがあるの??」

自営業者の母親:「・・・子供はまだ知らなくていいこともあるんだよ。」



## 4. 自営業者はお得ってホント？

自分で商売をしてお金を稼ぐ場合などには、「事業所得」に分類される。事業所得の計算式について、法律にはこう書いてある。

### 所得税法27条2項

事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。。

## 4. 自営業者はお得ってホント？

計算式に直すと、

「総収入金額」－「必要経費」＝事業所得の金額

## 4. 自営業者はお得ってホント？

したがって、必要経費になる金額が増えれば、税金は減る。

①費用が1000万円の場合

売上1億円-費用1000万円=所得9000万円

所得9000万円×0.1(10%)=所得税900万円

②費用が3000万円の場合

売上1億円-費用3000万円=所得7000万円

所得7000万円×0.1(10%)=所得税700万円

## 4. 自営業者はお得ってホント？

必要経費になるのは、本来は、仕事のために必要なお金である。

たとえば、レストランをするとしたら、アルバイトを雇ったときのお給料、お店を借りる賃料、原材料を買ってきたときの代金、お店の光熱費など。

**家族の食費(「家事費」)は必要経費にならない！！**

## 4. 自営業者はお得ってホント？

高校生のための税金入門；初稿（没原稿2）

さて、ここまでみてくると冒頭のお母さんが領収書をもって何をしようとしているのかは分かりますね。高校生の子どもの食費は事業と関係ありませんから、本来は「家事費」ですが、そこをごまかして「必要経費」にしようとしているのです。誠実な高校生はそのようなお母さんの行為を糾弾して税務署に通報しなければなりません。しかし、それをすると高校生のお小遣いは減らされるでしょう（むしろお母さんの脱税からお小遣いが捻出されているかもしれません）。正義と公正を追求することは時には辛い選択が必要です。

## 5. ギャンブラーはつらいよ

外れ馬券事件（最判平成27年3月10日刑集69卷2号434頁）

Q. そもそも「最判平成27年3月10日刑集69卷2号434頁」って何？

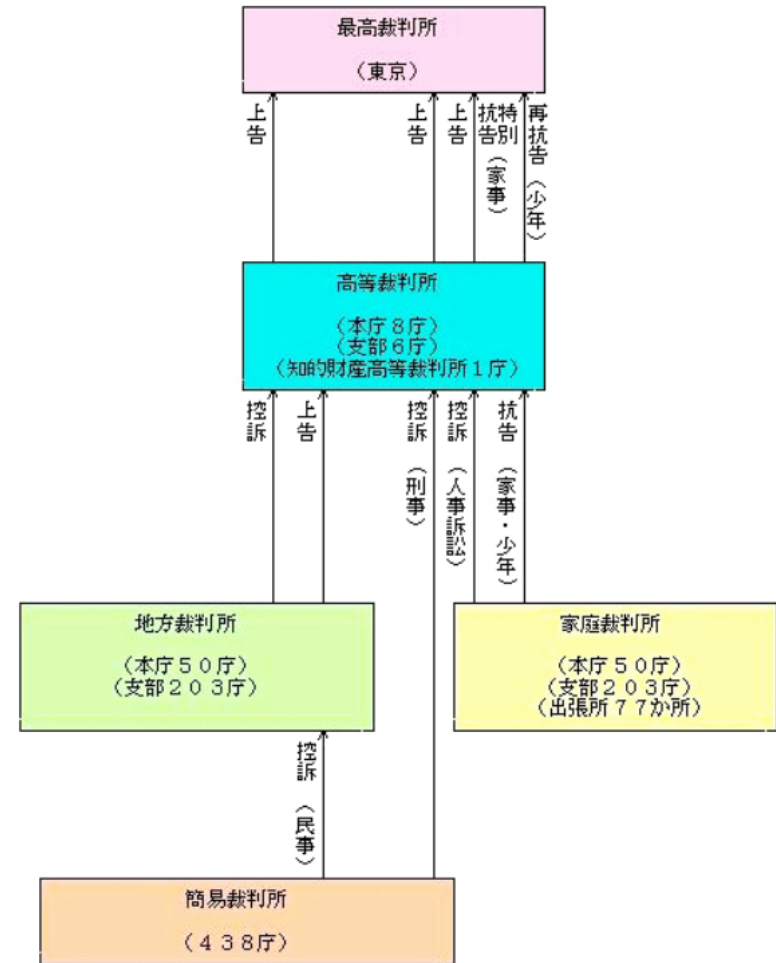
A. 最高裁判所が、平成27年3月10日にした判決で、最高裁判所刑事判例集という本の69卷2号434頁に掲載されていますよ、という意味。



## 5. ギャンブラーはつらいよ

Q. 最高裁判所って？

A. 一番偉い裁判所である。  
最高裁判所のした判決は、  
通常、その後の類似の事件  
でも、同様の判決がなされる。



裁判所ウェブサイト: <https://www.courts.go.jp/about/sosiki/gaiyo/index.html>

# 5. ギャンブラーはつらいよ

最高裁判所 1  
高等裁判所 8  
地方裁判所 50



## 5. ギャンブラーはつらいよ

### 裁判所における法律の適用の仕方

- ① 具体的な事実関係を確定する事実認定
- ② 個々の事実関係に適用すべき法規範を選択しその意味内容を解明する法の解釈

⇒法的三段論法 ②法規範(大前提)に①事実(小前提)をあてはめて結論を出す。

## 5. ギャンブラーはつらいよ

### 裁判所における法律の適用の仕方

#### よく言われる三段論法の例

大前提 全ての人間は死ぬ

小前提 ソクラテスは人間である

結論 ソクラテスは死ぬ

## 5. ギャンブラーはつらいよ

裁判所における法律の適用の仕方  
法的三段論法

「被告人甲を懲役8年に処する」という判決をする場合  
大前提(規範): 刑法第百九十九条 「人を殺した者は、  
死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。」  
小前提(事実) 甲が実際に人を殺した。⇒甲は、「人を  
殺した者」に当たる。  
⇒ 甲は「無期若しくは五年以上の懲役」

## 5. ギャンブラーはつらいよ

### 裁判所における法律の適用の仕方

法の解釈とは、事実が法に該当するかがよく分からないときに問題となる。

たとえば、「人を脳死状態」にさせるのは、刑法一九九条が定める「人を殺した」に当たるのか？

「脳死状態の人から臓器移植のために心臓を摘出する」と「人を殺した」に当たるのか？

## 5. ギャンブラーはつらいよ

### 裁判所における法律の適用の仕方

この問題を解決するには、「人」とは何か「人を殺した」とは何かを解釈する必要がある。

そして、たとえば、最高裁が、脳死について殺人罪が問われた事件で、脳死とは「殺した」には当たらないとの判決をすれば、それ以後は、地方裁判所も高等裁判所も、通常、脳死を殺人罪とは扱わなくなる。

## 5. ギャンブラーはつらいよ

それでは、外れ馬券事件を検討してみよう。

**事案：**Xは、自宅のパソコン等を用いてインターネットを介してチケットレスでの購入が可能で代金及び当たり馬券の払戻金の決済を銀行口座で行えるという日本中央競馬会が提供するサービスを利用し、馬券を自動的に購入できる市販のソフトを使用して馬券を購入していた。Xは、同ソフトを使用して馬券を購入するに際し、馬券の購入代金の合計額に対する払戻金の合計額の比率である回収率を高めるように、インターネット上の競馬情報配信サービス等から得られたデータを自らが分析した結果に基づき、同ソフトに条件を設定してこれに合致する馬券を抽出させ、自らが作成した計算式によって購入額を自動的に算出していた。この方法により、Xは、毎週土日に開催される中央競馬の全ての競馬場のほとんどのレースについて、数年以上にわたって大量かつ網羅的に、一日当たり数百万円から数千万円、一年当たり10億円前後の馬券を購入し続けていた。Xは、このような購入の態様をとることにより、当たり馬券の発生に関する偶発的要素を可能な限り減殺しようとするのと同時に、購入した個々の馬券を的中させて払戻金を得ようとするのではなく、長期的に見て、当たり馬券の払戻金の合計額と外れ馬券を含む全ての馬券の購入代金の合計額との差額を利益とすることを意図し、実際に本件の公訴事実とされた平成19年から平成21年までの3年間は、平成19年に約1億円、平成20年に約2600万円、平成21年に約1300万円の利益を上げていた。



## 5. ギャンブラーはつらいよ

Q. なぜXさんはこんなに多くのレースで馬券を買ったのか。

大数の法則 ある試行において、ある事象が起こる確率が $p$ であるとする。この試行を膨大に積み重ねると、統計的確率は $p$ にほとんど一致する。



## 5. ギャンブラーはつらいよ

たとえば、サイコロを振って、1が出る確率は $1/6$ である。しかし、10回サイコロを振って、10回中、1が1回しかでなかったということはある。

⇒確率は、 $1/6$  じゃなくて、 $1/10$  ???

## 5. ギャンブラーはつらいよ

### 大数の法則

しかし、サイコロを600万回降ったとすると……

⇒

1は、100万回に近い数字でているはず。理論上の確率である $1/6$ にどんどん近づく。偶然性が排除されていく。

## 5. ギャンブラーはつらいよ

- Xさんが、9割以上の確率で、賭け金以上の配当金を得られる賭け方を編み出していたとする。
- でも、1レースに1回だけ大金を賭けるだけでは、負けて終わるだけかもしれない。
- 賭けるレース数を増やしていけば、勝率9割にどんどん近づき、負けた分を勘案しても、全体としては儲かる算段。

※競馬の仕組は、購入された馬券の総額から、約75パーセントが払戻金としての的中者に分配される。残りの約25パーセントについては、原則として、約10パーセントが国庫に納付され、約15パーセントが中央競馬の運営に充てられることになる。

## 5. ギャンブラーはつらいよ

このように、Xさんのやり方は、勝った馬券の金額も莫大だが、負けた馬券の金額も莫大というやり方である。

勝った馬券で払い戻された金額

⇒当然に、「収入金額」に入る。

## 5. ギャンブラーはつらいよ

問題は、外れ馬券を、所得の計算において、マイナスすることができるかどうか。

仮に、Aさんが、**趣味**で競馬に行って、第一レースで、10万円の馬券を買って、当たって100万円の払戻しを得た。さらに、第二レースで、80万円を賭けたが、負けた場合？

⇒Aさんの所得は、「一時所得」に分類して計算する。

## 5. ギャンブラーはつらいよ

一時所得とは、ざっくりいうと、「偶然儲けたお金」である！！

一時所得の計算式

「一時所得に係る総収入金額」－「その収入を得るために支出した金額」－50万

さらに、最終的には、それを二分の一して税額が計算される。

## 5. ギャンブラーはつらいよ

Q.Aさんの支出した第一レース(10万)と第二レース(80万)の馬券代は、どうなるのか。

A. Aさんの第一レースの10万円は、「その収入を得るために支出した金額」に入るが、第二レースの80万円(外れ馬券)は「その収入を得るために支出した金額」に入らない。⇒外れ馬券は控除できない(趣味の場合)。



## 6. ギャンブラーはつらいよ

Q.Aさんの支出した第一レース(10万)と第二レース(80万)の馬券代は、どうなるのか。

A. つまり、Aさんの一時所得は、第一レースについて、(100万円-10万円)で90万円から特別控除50万円をして40万円。その後に、負けた90万円は無視。よって、Aさんは、結果として、何ら儲けていないが、税金を払う必要が出てくるかもしれない。  
⇒Xさんの事例はこれを極端にしたようなもの。

## 6. ギャンブラーはつらいよ

他方で、**趣味でなく、仕事として**、競馬をしている場合には、一時所得ではなく、**事業・雑所得**に該当し得る。

※雑所得は、事業所得と似たようなものと考えておいてもらってよい。

そして、**事業所得の計算式**を思い出すと、**事業所得の場合には、「必要経費」を控除**できる。「必要経費」は「その収入を得るために支出した金額」よりも広い言葉(概念)なので、外れ馬券も該当する。

## 6. ギャンブラーはつらいよ

まとめると、さきほどAさんの事例では、

趣味の場合 一時所得 外れ馬券控除不可

$$100 - 10 - (50) = 40$$

$$40 \div 2 = 20$$

20万円が税金を計算する元となる数字になる。

仕事の場合 事業・雑所得 外れ馬券控除可

$$100 - 10 - 80 = 10$$

10万円が税金を計算する元となる数字になる。

⇒この場合、一時所得ではなく、事業・雑所得になると税金が安くなる！！Xさんは、これを極端にした事例

## 5. ギャンブラーはつらいよ

Xさんは、平成16年に100万円を元手に開始した。  
そして、、、

年度	購入金額(外れ馬券含む)	払戻金額	利益
平成19年	6億6735万200円	7億6778万1370円	1億36万6670円
平成20年	14億2039万8800円	14億4683万5500円	2637万2200円
平成21年	7億8176万5000円	7億9517万61100円	1334万6010円

## 5. ギャンブラーはつらいよ

税務署は、外れ馬券の控除を認めなかったため、以下の税額となると主張した。

年度	購入金額(当たり馬券のみ)	払戻金額	税金
平成19年	3276万5400円	7億6778万1370円	1億4562万9100円
平成20年	6491万0800円	14億4683万5500円	2億7488万1500円
平成21年	3174万9700円	7億9517万61100円	1億5123万0500円

## 5. ギャンブラーはつらいよ

結果として、Xさんは、2億円弱しか儲けていないのに、6億円近い税金を課せられた。

※税金の債務は破産しても免除されない。

→税金を払わなければならないと分かっていたのに申告しなかった⇒脱税！！（犯罪）。実際の判決では、懲役2年・執行猶予2年

## 5. ギャンブラーはつらいよ

他方で、Xさん側の主張は、競馬による儲けは、「一時所得」ではなく、「雑所得」であり、外れ馬券の購入代金は、雑所得の控除項目でもある「必要経費」に該当して控除できるというもの。

## 5. ギャンブラーはつらいよ

本事件の争点(裁判のポイント)は、

Xさんの競馬での所得が、「一時所得」か「雑所得」かという点となる。

この二つの所得種類のいずれに該当するかは、法律上、「**営利を目的とする継続的行為から生じた所得**」(所法34条1項)かどうかが重要である。地方裁判所の議論をみてみよう。



## 5. ギャンブラーはつらいよ

### 国(検察官)側の主張 I

馬券購入行為が各競走の結果に対して何ら影響力を有するものではなく【A:馬券購入行為と各競争の結果は独立】、競走の結果も偶然が作用するものである【B:偶然性】から、馬券購入行為と払戻金を生じさせる競走結果との間には因果関係【原因と結果の関係性】がなく、よって、馬券購入行為は多数回行ったとしてもそれぞれ独立した行為であり、継続性、恒常性を認めることはできない・・・本件馬券購入行為の払戻金による所得を「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」と認めることはできない

## 5. ギャンブラーはつらいよ

### 地方裁判所の判断 I

「馬券購入行為による収入とは払戻金であって、払戻金の有無及び金額は購入した馬券の買い目及び金額に左右される上、馬券の購入数は全体としてオッズに影響を及ぼすのであるから、馬券購入行為とそれによって得られる収入に一定の因果関係があることは明らかである。**競走結果のみを取上げて馬券購入行為との関係を論ずる検察官の主張は当を得ない【Aへの反論】**。確かに、個々のレースについては競走結果が偶然に左右され、したがって、購入した当該馬券に対する払戻金の有無及び金額も偶然に左右されることは検察官主張のとおりであるが、**後述するとおりFX取引等の投機的取引の所得分類にも照らし、収入の有無及び金額が偶然に左右されることの一事をもって所得源泉性を否定することはできない。【Bへの反論】**

## 5. ギャンブラーはつらいよ

### 国(検察官)側の主張Ⅱ

検察官は、馬券を購入する行為は、払戻金を得られるか否かが偶然の作用によるという射倖性が極めて強い行為であることから、**社会通念上**、営利を目的とする継続的行為と位置づけることは明らかに失当であると主張する。

## 5. ギャンブラーはつらいよ

### 地方裁判所の判断Ⅱ

**確かに**、馬券購入行為が有する高度の投機性及び射倖性から、社会通念上、競馬とはギャンブルであって、生計を立てるためにこれを利用することは想定し難いものであり、むしろ余暇に楽しむ娯楽として認識されている。**【検察官の主張を一部肯定】**

**しかし**、上記のような競馬に対する社会通念は、・・・「営利を目的とする継続的行為」の判断においては、直ちに否定的影響を及ぼすものではない。なぜなら、これは営利性及び所得源泉性を意味するものであるが、ここで求められる営利性は、文字通り財産上の利益を目的とすることであり、また、所得源泉性については、既に述べたとおり所得発生蓋然性という観点から所得の基礎となる行為の規模（回数、数量、金額等）、態様その他の具体的状況を総合して判断すべきものだからである。**【判決では、よくある流れ、「確かに～、しかし、～」】**

## 5. ギャンブラーはつらいよ

### 地方裁判所の定立した規範(大前提)

所得発生<sup>の</sup>基盤となる一定の源泉から繰り返し収得されるものは一時所得ではなく、逆にそのような所得源泉を有しない臨時的な所得は一時所得と解するのが相当である。そして、そのような意味における所得源泉性を認め得るか否かは、当該所得の基礎に**源泉性**を認めるに足りる程度の継続性、恒常性があるか否かが基準となるものと解するのが相当である。…

…そして、このような**所得源泉性**を有するか否かについては、結局、所得発生<sup>の</sup>蓋然性という観点から所得の基礎となる行為の規模(回数、数量、金額等)、態様その他の具体的状況に照らして判断することになる。

## 5. ギャンブラーはつらいよ

### 結論(大前提への小前提のあてはめ)

被告人の本件馬券購入行為は、一般的な馬券購入行為と異なり、その回数、金額が極めて多数、多額に達しており、その態様も機械的、網羅的なものであり、かつ、過去の競馬データの詳細な分析結果等に基づく、利益を得ることに特化したものであって、実際にも多額の利益を生じさせている。また、そのような本件馬券購入行為の形態は客観性を有している。そして、本件馬券購入行為は娯楽の域にとどまるものとはいえない。

以上を総合すると、被告人の本件馬券購入行為は、一連の行為として見れば恒常的に所得を生じさせ得るものであって、その払戻金については、その所得が質的に変化して**源泉性**を認めるに足りる程度の継続性、恒常性を獲得したものであるから、**所得源泉性**を有するものと認めるのが相当である。

## 5. おわりに 法学とは、

「法律学とは、利己的で、場合によっては邪悪な心が顔を出す不完全な人間によって形成されている社会にいかにも秩序を与えるかを考える学問であり、これが『正解』ですとはとても言えない人間臭いものである。」道垣内正人『自分で考えるちょっと違った法学入門(新版)』i 頁(有斐閣・1998年)

「法とは何か。法学とは何をする学問であるか。これらの問いに答えることは容易なことではない。…(中略)…実は法学の対象であるはずの法とは何かという問題については、いまだに万人が一致するような『正解は存在しない。』…(中略)…法とは何か、そして法学とは何か、という壮大な問いに対して、読者に正解を教えるのではなく一筆者も正解を知らない！一、読者が読者なりにこれから考えていくことができるよう、見取り図を示し、筆者なりの捉え方を示唆することとした。」南野森編『ブリッジブック法学入門』2頁〔南野森〕(信山社・2009年)

## 5. おわりに

少しでも、法学に興味を持てたなら、是非、  
九州大学法学部へ！！

九大法学部ホームページ

<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/index.php>



待ってるよ(^^)/

！！ ※実物は+10kg

